

八坂系平家物語卷第三の第三類本文に関する一考察

— 本文分類の一つの手懸りとして —

村 上 學

前稿¹⁾で八坂系巻一において第一類と第三類との関係について本文移動の微視的レベルからあれこれの仮説の提示をした。その目的は、類として積極的な統一性を主張できるか否か疑問視されている八坂系第三類本文の性格の検討にある。巻一については、第三類の本文は第一類本文に百二十句本や一方系本文を混入して成立したものと、いう単純化された通説では説明し切れないことを指摘し、両者は共通祖本にそれぞれ他系統の本文が参照されて成立しているのではないかと、いかということ推測した。この論旨自体、単に異議申立てに終始しているような印象を与え兼ねない微視的で限定された視野のものであり、かつ量的な制約によって、取り上げた個所は際立った相違を見せる個所のごく一部であった。本論では最初に論旨の不足を僅かながら補い、巻三の両類本文の異同についてやはり微視的な本文移動の視点からの記述を試みたいと思う。

なぜ本文の微視的な異同にこだわるのか。ひとつはわたくしの怠慢により、八坂系平家物語諸本文の全巻にわたる大局的な異同状況を把握しきれないためであるが、ひとつは巨視的な立場から

章段レベルや、やや纏まった量での本文でも、その有無や前後移動について記述しても諸本の本文継承関係の推定には限度があると考えるためである。纏まった内容を持つ複数の章段、あるいは段落の有無や配列の相違を継承関係の析出を目的として論ずることは、それら本文がそれぞれの内部で論理的な整合性を持つ限り論者の「読み」によって決定的な相違が生ずる可能性を有する。事実後に掲げる「足摺」後半や「中宮御産」末尾の「一類本と三類本の記事配列と有無の相違は、章段・段落・文の各レベルにより質的な差異があった、その「読み」が論者により大差が生じる事が充分予測できる。そのため、全体についての展望を欠くとか、例として掲げた部分だけに通用する推論だとか、揚足取りに終始するとかの非難を受けることを予想しつつ、論者の文芸的「読み」などに届かない語句異同のレベルの機械論的な追求をなそうとするのである。

前稿からの順序からすれば、本稿では巻二について論ずべきであるが、在来の諸論考では巻二の第三類本文は太山寺本のみが該当するとされており、かつ巻一で判断する限り、太山寺本の本文は第三

類の本文に多量に複数の他系統本文を混入させているから、資料として使用するには限界がある。従って戦略上は複数の本が認められている巻三以降をとりあげて、その後それらから推測される性質を有する本文を巻二について探し出すことになる。ただ巻三も松尾葺江氏の表⁴によれば、加藤家本と高倉寺本、太山寺本しか残っていないという。そのうち加藤家本と高倉寺本が巻一で諸本と比較した限りでは他系統の本文の混入はないと思われる。巻三については高倉寺家本との微細に渡る校異を積み残しているので、不安を残しながら加藤家本を基準本文とし、高倉寺本を参照本文として使用することとした。微視的なレベルでの論述のため、以下は長々と本文を列挙することとなる。

一

第一類と第三類の本文の性格の差は巻第一と巻第三で基本的には共通している。前稿で記載する余裕がなかったので、ここに巻一から平凡な箇所を抽出して掲げることとする。「御輿振」の一節である。

一—①

(加藤家本) 源平両家大將軍、臨時之勅を承て大衆を防く、平家に
は小松内大臣重盛公三千余騎にて、大宮西、陽明・待賢・郁芳
門を固らる、源氏、源三位頼政卿三百余騎にて縫殿の陣、多智
門をそ固ける、大路はひろし、勢すくなし、間はらにそ見えた

りける、大衆無勢成に依て縫殿の陣より神輿を振奉らんとす、
既押入とする間、」⁶³頼政馬よりおり、甲をぬき、神輿を拝
し奉、郎等皆如此、大衆の中へ使者を立て申送旨あり、

(高倉寺本) 源平両家之大將軍、臨時之勅を承て、大衆を防く、平
家には小松内大臣重盛公、三千余騎にて、大宮西、陽明・待賢・
郁芳門を、固ける、源氏には、源三位頼政、馬よりおり、甲を
抜、神輿を拝し奉、郎等皆のことし、大衆の中へ、使者を立て
申をくる旨あり、(高倉寺本ハ脱文ガアル。前稿一—④で指摘
した)

(三条西本) くわうきよ⁷⁸にはけんへいりやうかの大しやうく
ん、ちよくをうけたまはりて、^A四方のちんをかためて、大衆
をふせく、平氏には小松殿三千余きの勢にて、ひんかしおもて、
やうめい・たいけん・いうはう、三の門をかためらる、^B左衛
門のかみよりもり一千よきにて、南のちんをかためらる、平宰
相教盛千よきにて、にしの門をかためらる、源氏には大内の守
護源三位頼政、^Cわたなへたう、はふく・さつく・となうなど
をはしめとして、つかうそのせい三百よき、きたおもて⁷⁸
ぬいとのおちんをかためたり、おほちはひろし、せいはずくな
し、^Dもてのほかにまはらにこそみえ(こえ)たりけれ、大衆
ふせいなるを^Eめにかけて、神輿をぬいとのおちんよりふりた
てまつらんとす、^Fすてにかうとみえけるに、よりまさのきや
う、^Gいかおもはれけん、かふとをぬき、ゆみをはつして、

神輿をはいしたてまつる、大しやうのかくしけるうへは、いゑのこらうとう^H三百よきもしたかてかくのごとし、^Iよりまさのきやういさゝか衆徒の中へ申しをくるむねあり、⁷⁹⁰（中院本丸括弧内左傍線部異文）

（屋代本）皇居閑院殿ニテ坐シケレハ、御輿ヲ閑院殿ヘ向奉ル、源平両家ノ大將軍、臨時勅ヲ承テ大衆ヲ防ク、平家ニハ小松内大臣重盛、三千余騎ニテ東西南南ヲ固メラル、源氏ニハ大内守護ノ右京大夫頼政三百余騎ニテ二条面縫殿陣ヲソ固メケル、大地ハ広シ、勢ハ少シ、マハラニコソ見タリケレ、大衆無勢タルニヨテ、縫殿陣ニ御輿ヲ向奉ル、既ニ押シ入ラントスル間、頼政甲ヲ脱キ、弓ヲ平メテ神輿ヲ拝シ奉ル、郎等皆如レ此、大衆ノ中ニ使者ヲ立テ、申送旨アリ、

（百二十句本）皇居ハ、閑院殿ニテマシ／＼ケレハ、御輿ヲハ、閑院殿ヘ向ケ奉ル、源平両家ノ大將軍、臨時ニ勅ヲ承テ、大衆ヲ防ク、平家ニハ、小松内大臣重盛公、二千余騎、本三位中将重衡卿、一千余騎、都合、三千余騎ニテ、陽明・待賢・遊坊ノ東西南門ヲ固メラル、源氏ニハ大内ノ守護源兵庫頭頼政、三百余騎ニテ、二条面、縫殿ノ陣ヲソ固タル、大路ハヒロシ、勢ハスクナシ、間荒ニコソ、見ヘタリケレ、大衆、無勢タルニ依テ、縫殿ノ陣ニ御輿ヲ向ケ奉ル、既ニ押シ入ントスル間、頼政馬ヨリ下リ、冑ヲ脱テ、神輿ヲ拝シ奉ル、郎等皆、如シレ此、其ノ日、大衆ノ中へ使者ヲ立テ、申シ送旨旨有リ、

八坂系平家物語卷第三の第三類本文に関する一考察(村上)

（延慶本）其時ノ皇居ハ里内裏、閑院殿ニテ有ケルニ、既ニ神輿ヲ二条烏丸、室町辺ニ近キ御ス、其時平氏ノ大將ハ小松内大臣重盛公、俄事ナリケレハ、直衣ニ柏サシハサミテ、（武装描写省略）伊賀伊勢兩國ノ若党共三千余騎相具セラレタリ、東面ノ左衛門ノ陣ヲ固タリケリ、源氏ノ大將兵庫頭頼政ハ、（武装描写省略）連々源太、授、省、競、唱ヲ始トシテ、一人当千ノハヤリ男ノ若党三百余人相具シテ、北ノ陣ヲ固メタリ、神輿彼門ヨリ入給ヘルキ由聞エケレハ、頼政馬ヨリ下テ甲ヲ脱ク、大將軍カクスレハ、家子郎等モ又如此、大衆是ヲ見テ、様有ラムトテ、暫ク神輿ヲ昇留タテマツル、頼政力郎等、渡部ノ競ノ滝口ヲ召テ、大衆ノ中へ使者ニ立ツ、

第三類本の本文（加藤家本）が屋代本や百二十句本と近い（百二十句本そのものを忠実に取り込んだものではないことは、加藤家本の点線部、百二十句本の点線部がそれぞれ百二十句本、加藤家本に共通しないことで、いちおう言える）のに対して、第一類本の本文は二重傍線部ならびに太線部の説明的な部分があつて多少遠い。しかし、この部分が単なる敷衍ではないことが、太線部が延慶本の独自本文と共通することで知られる。延慶本を古態とする前提に立つ限り、この現象を説明する仮説は両類本とも混態・敷衍を考えない限りは次の二つであろう。一類・三類本が延慶本のような全体に大幅に異なる共通本文からそれぞれ無関係に成立した可能性は、両類の共通本文の多さを考えれば全くない。

一、一類本は屋代本や百二十句本の共通祖本より一段と延慶本に近い原初的な語り本を基として成立した八坂系アルヘティープ段階の本文である。三類本はそれを基として多くの部分を屋代本や百二十句本に近い本文に置き換えた。

この仮説(三類派生説)は、八坂系で一類と共に多く存在する二類本文が一類系の本文を下敷にして成立していること、三類本文と判定されている本文が全巻にわたっては現存しないということから一見可能性が高い。通説たるゆえんである。しかしここに限って言えば、置換説は一類三類の共通異文(破線部)「ふりたてまつらんとす」の説明が苦しくなる。更に三類本の本文が巻一の大半の個所で屋代本・百二十句本の本文と極めて類似している現象を「大幅に参照した」として説明し去っていいのか、量的な多さから常識的にはためらわざるを得ない。

二、一類本・三類本本文共通祖本(八坂系本文のアルヘティープ)が、屋代本・百二十句本に極めて近いが一段と古い段階で派生し、三類祖本はそれをあまり手を加えない形で継承し、一類本は延慶本等を参照しつつ敷衍をして成立した。

この仮説(一類派生説)も、一類本がそのような細かく面倒な作業を行って本文を作り上げた可能性がどれだけあるのか疑問だという常識的な観点からの非難を避けられない。しかし、AからIまでの一類本独自の部分(二重傍線部)がB(出所未詳)を除くほぼすべて敷衍の辞句であることは無視できない。

いずれにせよ、先述の前提に立つ限り両説ともに難点があるのである。

二

右に掲げた一・三類本文の基本的性格は巻三でも認められるか、検証しなければならぬ。例を二つアト・ランダムに抽出して掲げる。ひとつは比較的両類本文が近接している例。「赦文」の一部である。

二①

(加藤家本) 抑冷泉院御物狂敷おはしまし、花山院の御位をさらせ給しは、元方の民部卿の☆怨霊はおそろしき^{10ウ}事なれば、早良の廃太子は崇道天皇と号し、井上内親王をは皇后の職位ニ補す、是皆怨霊を宥られし事とそ承、A入道相国生霊も死霊も宥らるへしと聞えしかは、平宰相折を得て小松殿に参して申されけるは、中宮御産の御祈様々に候らん也、何と候共、人の愁をやめられたらん程の事は候はし、中にも鬼海か嶋の流人共召帰されたらん程の功德善根は争か候へきと申されければ、小松殿^{11オ}誠にさこそ思食候らめ、重盛とても見放へきにあらず、申てこそ見候はめとて、入道相国の御前へ参して申されけるは、中宮の御悩の事、承及候如は、大納言の死霊など申候、成親か死霊宥られんと思召れ候はんにも、生て候成経をこそ召かへされ候はめ、人の願を満させ給候は、御願も成就し、人の思を止

させ給候は、思召事も叶、中宮皇子御誕生有て、家門の栄花は弥々盛には候へしなと申されければ、いつれの事」¹¹⁷よりも皇子御誕生の事、心行て、入道相国日来も似ず、事外に和きて、さて俊寛康頼法師か事は如何、其も同敷召こそ返され候はめ、若一人も留られんは、中く罪業たるへく候と申れければ、

(高倉寺本) 抑冷泉院、御物狂敷、をほしまし、花山院の御くらゐ

を、去せ給しは、[☆]早良の、廃太子は、崇道天皇と号し、井上内親王^ヲは、皇后の職位に補す、是皆怨霊を、宥られし計事とそ承、^A入道相国、生霊も、死霊も宥らるへしと、聞えしかは、平宰相折を得て、¹¹⁸小松殿に参して、申されけるは、中宮御産の、御折さま^くに候はん也、何と候とも人の愁をやめられたらんほと、の事候はし、中にも鬼海か嶋の流人ともめしかへされたらんほと、功德善根は争か、候へきと申されければ、小松殿實にさこそ思食候らめ、重盛とても、見捨へきにあらず、申てこそ見候はめとて、入道相国の御前へ、参して申されけるは、¹¹⁹中宮の御惱の事、承及候如は大納言の死霊な

と申候、成親か死霊宥られんと思食れ候はんにも、生て候成経をこそめしかへされ候はめ、人の願を満させ給候は、御願も成就し、人の思をやめさせ給は、思食事も叶、中宮皇子、御誕生有て、家門の栄花は、弥々盛に候へしなと、申されければ、いつれの事よりも、皇子御誕生の事に、心行¹²⁰て、入道相国、日来にも似ず、事ノ外に、和きて、さて俊寛康頼法師か事

八坂系平家物語巻第三の第三類本文に関する一考察(村上)

は、いか候、其も同めしこそ還され候はめ、もし一人も留られんは、中く罪業たるへく候と、申されければ、

(三条西本)

くわさんのほふわうの御世をいとせたまひ、れいせんやうなり、又三てうのいんの御めも御らんせさりしは、くわんさんくふかりやうなり、されはむかしもおんりやうはおそろしき事なるにや、こし(因茲)さうらのはいたしを、しゆたうてんわうとかうし、ゐかみのないしんわうをは、くわうこうのしきゐにふす、これ²⁵⁰ひとへにおんりやうをしつめられしはかりこと、そうけたまはる、かゝりけるおりをえて、かとおきのさいしやうのりもりのきやう、うちのおとゝの御もとおはして申されけるは、中く御さんの御ためにさまゝの御いのりとも候なる、いつれと申とも、大しやにすきたる事は候まし、^Bさらんにとりては、きかいかしまに候なりつねのあそんをめしかへされたらん程のせんこんくとくはいかてか候へきと申されければ、おとゝ、^Cそのきそくをこそよきやうにうかゝい候はめとて、入たう²⁵¹の御まへにまいりて、申されけるは、たんはの少将か事をさいしやうのあなちになけき申され候は(候力)、けにもふひんにおもひ候、まことになりちかのきやうかしりやうをなためられ候はむにつけても、いきて候なりつねをめしかへされたらん^D程の御きたうはいかてか候へき、人のなけきをやめさせ給は、御くわんもかならずし

やうしゆし、人のうれへをかなへさせ給は、^E御さんへいあん、
わうし御たんしやうありて、かもんのゑいくわいよくひらけ
候へしなど、さまく²⁶に申されたり」^Fければ、入たうFさ
しも日ころはよこかみをやられるか、事のほかにやはらき給
て、^Gさて少将をはめし返すへきこさんなれ、それについては、
しゆんくわんやすよりほふしか事はいかにとの給ければ、それ
も^Hとうさいにて、おなしはいしよに候へは、ともにめしこそ
かへされ候はめ、一人も^Iしまにのこされん事、中くさいこ
う^Jのいんゑんたるへしと申されたりければ、(文禄本左傍線
部に丸括弧ノ異同アリ)

※太山寺本は一類本文。

(屋代本) 抑冷泉院ノ御物狂ハシク坐々、花山法王ノ御世ヲイトハ
セ給シハ、元方民部卿ノ霊トカヤ、三条院ノ御目モ御覽セサリ
シハ、寛算供奉カ霊ナリ、昔モ今モ怨霊ハ怖ロシキ事ナレハ、
相良麿太子ヲハ崇道天皇ト号シ、伊上内親王ヲハ皇后職位ニ補
ス、是皆被^レ有^レ怨霊謀トソ承ル、中宮御參ノ御タメニ様々ノ
御祈共可^レ有^レト聞ヘシカハ、丹波小將ノ姑平宰相教盛、小松殿
へ御³⁰。坐シテ、中宮御産ノ御為ニ御祈トモ可^レ有^レト承候、何
ト申候共、過³¹大赦事可^レ有^レトモ覺ヘ候ハス、中ニモ鬼海嶋ノ
流人共召返サレタラム程ノ功德善根ハ争カ候ヘキト申サレケレ
ハ、小松殿、誠ニサコソ思ハレ候ラメ、能々申テ見候ハント宣
給ヘハ、宰相ヨニモウレシケニテ出ラレヌ、宰相返レテ後、小

松殿、入道相国ニ參テ被^レ申ケルハ、宰相ノ丹波小將カ事ヲ強
ニ³²「歎」被^レ申候コソ余不便ニ覺候へ、中宮御惱ノ御事如³³承
及、一向成親卿カ死霊³⁴。ナト申候、彼大納言死霊ヲ被^レ有^レニ
付テ、先生テ候小將ヲコソ被^レ召返³⁵候ハメ、其二付テモ、人ノ
思ヲヤメサセ給ハ、思食事モ叶ヒ、人ノ願ヲ叶ヘサセ給ハ、
御願モ必成就シ候ヘシ、サランニ取テハ、中宮王子御誕生有テ、
家門ノ榮花弥開候ヘシナト申サレケレハ、太政入道不³⁶似³⁷日
来、殊外ニ和キ給テ、サテ々々俊寛ヤ康頼法師カ事ハ如何ニ
ト宣ヘハ、³⁸其モ同ク召コソ返サレ候ハメ、若一人モ留ラレタ
ラムハ中々只可^レ為^レ罪業³⁹候ト被^レ申ケレハ、

①百二十句本「歎」あり ②「其モ」百二十句本なし

(延慶本) 依^レ之入道相国、^A死霊生霊共ニ輕カラス、ヲトロく
シク聞給ケレハ、有ラルヘキ由ノ御政アルヘシト計申ル、門脇
宰相ハ、イカナル次モカナ、丹波少將カ事申有ムト被^レ思ケルカ、
此ノ折ヲ得テ、急キ小松内大臣ノ許ニオワシテ、御産ノ御祈ニ
サマ⁴⁰ノ攘災行ハルヘキ由聞ユ、イカナル事ト申ストモ、非
常ノ大赦ニ過タル事有ヘカラス、就中成経召返サレタラム程ノ
功德善根ハ争カ有ヘキ、大納言カ怨霊ヲ宥ムト思食ムニ付テモ、
生タル成経ヲコソ被^レ召返候ハメ、此事執申サシトハ思ヒ候ヘト
モ、娘ニテ候者ノ(中略)成経カ事、可然様ニ執申サセ給テ、
赦免ニ申行セ給ヘト、泣々トキ申ケレハ、小松大臣涙ヲ流テ、
子ノ悲サハ重盛モ身ニツミテ候ヘハ、サコソ被^レ思食候ラメ、ヤ

ガテ申候へシトテ、八条へ渡り給テ、入道ノ気色イタク悪シカラサリケレハ、宰相ノ成経カ事ヲ強ニ被歎申候コソ、不便ニ覚候へ、尤御計有へシト覚候、中宮御産ノ御祈ニ定テ非常ノ大赦行ワレ候ワムスラム、其内ニ入レサセ給ヘク候、宰相ノ被申候様ニ、誠ニ類ナキ御祈ニテ有ムスラムト覚候、大方ハ人ノ願ヲ満サセ給候ハ、御願成就疑有ヘカラス、御願成就セハ、皇王御誕生アリテ、家門ノ栄花弥盛ナルヘシト、細々ニ申給ヘハ、入道今度ハ事ノ外ニ和テ、ケニモト思ワレタリケニテ、サテ俊寛康頼カ事ハイカニ、ソレラモ免レテ候ハ、可然コソ候ハメ、一人モ留ラム事ハ中々罪業タルヘシト覚候ナムト被申ケレトモ、(諸本に共通しない独自部分には本来波線を施すべきだが省略した)

一類本を参照すれば、加藤家本は☆の個所に目移りによる脱文がある。高倉寺本の☆☆の部分の脱文は、加藤家本のような脱文による文脈の乱れを避けるために更に省略したものとと思われる。太山寺本はこの個所が一類本文のため参考にならない。三類本のAは延慶本の文脈を異にするところと一致する。BからJまでの独自異文(二重傍線部)は先掲巻一「御輿振」と同様の説明敷衍が大部分であるが、Hは『源平盛衰記』巻九「宰相申預丹波少将」の該当部分に「其モ同罪トテ同配所ナレハ、俱ニ御免アラメ」とあるのと近似する。ただしこの他の独自異文は源平盛衰記とは一致しない。また「かとわきのさいしやうのりもりのきやううちのおとゝのもとに」

八坂系平家物語巻第三の第三類本文に関する一考察(村上)

の部分は覚一本「門脇の宰相か様の事共伝へきいて小松殿に申されけるは」の呼称と同じだが、他の部分では三条西本の異文と覚一本の独自本文が一致する所はない。全体として屋代本・百二十句本との共通異文(細い傍線部)を多く持つのは三類であり、一類は「大しやにはすきたる事は候まし」のみと言える。その意味で三類本は屋代・百二十句本に近く、一類本はより異同が多いことは否めない。一類と三類との本文異同はこの後の「足摺」「中宮御産」にかけて甚だしい。そこでも三類本が屋代・百二十句本に近く、一類本は本文異同のみならず記事の配列に至るまでこの二本とは大差がある。ただし、右の二例に見られた両類の本文の傾向の差は基本的には同じである。「足摺」の末尾を掲げる。この例の一部は既に松尾氏が掲げている。⁵⁾

二②

(加藤家本) 少将、さこそ思はれ候らめ、乗奉て上へく候へ共、都の御使叶ましき由申うゑ、めされなきに三人ながら嶋を出けるなと聞え候は、中く悪候なん、成経罷上候て、人くにも申合、入道相国の気色をも同奉りて、迎人奉らん、a 此度こそ漏させ給共、終になとか赦免なくて候へき、b 何としても命こそ大切の事なれ、c 構く音信あらんまでは、d 日来を「¹⁵⁾はしつる様に思成て待給へと慰め給へ共、堪忍すへき心地もせず、既に舟おろせとのしりければ、¹僧都、のりてはおりくは乗、荒増事をせせられける、²少将の形見には夜の

衾を留置、康頼入道の形見^ニ本尊持経をそ残しける、既に纜解て押出す、³僧都綱に取付て、腰^ニ成、脇^ニ成、たけの立まては引行、たけもをよはず成ければ、舟はたに取付て、⁴さて俊寛をは捨給かや、是のせて行、くして」¹⁶オ行とて、をめき叫給へ共、⁵御使いかにも叶ましとて、取付たる手を引放て、舟は終^ニ漕出す、僧都せんかたなくて、⁶渚に帰て、幼^者の母や乳母の跡を慕やうに足摺手摺をして泣^キ悲み給へ共、漕舟の習にて、跡は白浪はかりなり、未^レ漕^キ出ぬ舟なれ共、涙に暮て見えさりければ、沖の方をそ招きける、彼松浦さよ姫は唐し舟を慕つ、ひれ臥けんも角やと覚て哀也、舟も漕^キ隠、日も暮ければ、⁷あやしの」¹⁶ウ臥土へも帰らず、浪に足打洗せて、⁸露にしほれつ、其夜はそこにそ明しける、⁸さり共少将は情ふかき人なれば、能様^ニ申さんすらんとて、憑をかけ、其瀬に身をも擲さりし心の程こそ沫なけれ、⁹彼早離速離か海岸山に放れたりけんも是には過しと見えし、少将は鬼海か嶋^ヲ出、

(高倉寺本ホボ同文)

(三条西本) 少将さそおほしめされ候らん、^A①めしかへさる、うれしさもさる事にては候へとも、^B一人しまにと、まらせ給いたはしさ、申はかりも候はず、されはふねにのせたてまつり、九こくの地までくしまいらせん事はいとやすき事にて候へとも、御つかひもかなふましきよしを申候うへ、ゆるされもなきに三人なからしまをいてたるなときこえ候ては中くあしく候なん」

³オなりつねみやこにのほりて、人々にも^Cよきやうに申入奉り、「入道」しやうこくの心をもうかゝい、^Dそれより人をむかへにたてまつるへし、^aたといいまこそそのそかれさせ給て候とも、つゐにしやめんなくてしもや候へき、²dEあひかまへてよしなき事とおほしめした、て、^eみやこのつてをもまたせ給へたと、Fやうく^ニこしらへ給へとも、^Gそうつは猶たえしのふへき心ちもし給す、³Hさる程にしゆんふういてきければ、ふねをいたすに、²少将のかたみには夜の」³1ウふすまをのこし、はんくわん入たうのかたみには一ふのほついきやうをとくめけれとも、¹そうつはなくさむ心ちもし給す、¹ふねにのりてはおり、をりてはのり、あらまし事をせせられける、⁵御つかひ^J御ゆるされも候はさらんには、いかてかめさるへきとて、あらゝかにをいおろしたてまつりて、やかてふねをはいたしけり、³そうつは^Kなをふねのともつなにとりつき給て、こしになり、わきになり、¹ちからのおよふ程はひかれて^Mおはしたれとも、たけさへたゝすなり」³2オしかは、^Nつるにふねをははなれにけり、⁶なきさへかへりて、をさなきものゝは、やめのとをしたふやうに、⁴Oこれくしてゆけや、これのせてゆけとて、をめきさけひ給へとも、こきゆくふねのならひにて、あとはしらはみはかりなり、^Pいく程こきへたらねとも、涙にくれてみえされは、おきのかたをそまねきける、かのまつらさよひめは(か)もろこしふねをしたいつ、ひれふしたりけ

る。わかれも、これにはすきしとそみえし、⁸さりととも少將のなさけおはする」³。ウ人なれば、よきやうに申されんすらんとのみつゝ、そのせに身をもなけさりし、心の程こそうたてけれ、^Rその夜は⁷あやしのふしとへもかへり給す、なみにあしたちあらはれて、^Sむなくそこにてあかさされけり、^Tてんにあをいてかなしめは、まつふくかせそこたへける、地にふしてなけゝは、きしうつなみそをとつれける、少將うらつたい、しまつたいてして……(文祿本角括弧内あり、丸括弧異文)

(百二十句本) 少將誠ニ、哀ニ覺ケル間、真サコソ思ハレ候ラメ、ヤカテ打乗セ奉テモ、上リタウハ候ヘトモ、都ノ御使、叶マシキ由ヲ、頻ニ申候フ、其上、免レモ無キニ、三人ナカラ、嶋ヲ出タリナント聞ヘハ、中々悪シウ候ヒナン、成経罷上テ、人々ニ、ヨク／＼申シ合セ、入道気色⁷伺ヒ、迎ニ人ヲ奉ラン、^b何トシテモ、命ハ大切ノ事ニテ候ヘハ、^a此度コソ、漏サセ玉ヒテ候トモ、遂ニハナドカ、赦免無テ候ヘキ、²^d悲ノ余ニ堪ヘス、水ノ底ニモ身ヲ投シナド仰ラル、事、返々、有ヘウモ候ハス、相構テ、^{e1}日来ヲワセシヤウニ思成シテ、^{e2}都ノ音信ヲ相待玉ヘト、誘^レ慰玉ヘトモ、堪ヘテ有ヘキ心地モシ玉ハス、〔既ニ〕船出スヘシトテ聞ケレハ、¹俊寛僧都、乗テハ下リ、^{々々}乗リ、荒増事ヲソセラレケル」⁷。少將、判官入道モ、目モアテラレスゾ覚ヘケル、²少將ノ形見ニハ夜^々衾^ヲ残シ置キ、判官入道ガ形見ニハ、一部ノ法華經ヲソ留ケル、誠ニ、

八坂系平家物語卷第三の第三類本文に関する一考察(村上)

纜ヲ解テ推出セハ、³僧都綱ニトリツキ、腰ニ立チ(ナリ)、脇ニタチ(ナリ)、長ノ立^ツ及ハ引レテ出ツ、長モ及ハサリ(不成)ケレハ、綱ヨリ船ニ躍付キ、⁴サテイカニ、各ハ終、俊寛ヲハステハテ玉フカ、具足シテノセテ行ケト、嗚呼玉ヘトモ、⁵御使イカニモ、叶フマシキトテ、取付タル手ヲ引放テ、船ヲ遂ニ推出ス、余リノセンカタナサニ、汀ニノボリ倒レ伏シテ(六渚ニアカテ)、幼稚者ノ、乳人ヤ母ナトヲ戀フヤウニ、是イカニセント悲玉ヘトモ、漕行船ノ習ニテ、跡シラナミト成ニケリ(跡ハ白浪ハカリナリ)、未漕出サ、ル船ナレトモ、涙ニ陰テ見ヘサリケレハ、奥ノ方ヲソ招ケル、彼ノ松浦小夜姫ガ、唐船ヲ戀(シタヒ)ツ、^レ俯伏ケンモ、カクヤラント覺テ哀ナリ、船モ漕隠レ、⁵日モ暮ケレハ、葦屋ノ(アヤシノ)伏土ヘモ販ラス、浪ニ足打洗セテ、其夜ハソコニソ明サレケル、⁸早晚マデノ」⁸。露命ヲ惜ツ、其瀬ニ身ヲモ投サリシ、心ノ程コソ憂ケレ、少將ハ、鬼海嶋ヲ出テ、浪風ヲ凌キ、……(屋代本丸括弧内ハ異文、角括弧内ノ増文アリ)

(覺一本) 少將、「まことにさこそはおほしめされ候らめ、¹我等かめしかへさるゝうれしさはさる事なれ共、御有様を見をき奉るに、さらに行へき空も覺す、うちのせたてまでも上りたう候か、都の御使もかなふましき由申うへ、ゆるされもないに、三人ながら島を出たりなど聞えは、中々あしう候なん、成経まつ罷のほて、人々にも申あはせ、入道相国の気色をもうかうて、

むかへに人を奉らん、其間は。此日ころ、おはしつる様におもひなして待給へ、^b何としても命は大切の事なれば、^a今度こそめれさせ給ふ共、つるにはなとか赦免なうて候へき」となくさめたまへ共、人目もしらす泣もたえけり、既に船出すへしとてひしめきあへは、¹僧都のてはおりつ、おりてはのつ、あらまし事をそし給ひける、²少将の形見にはよるの衾、康頼入道か形見には一部の法花経をそとめける、ともつなといてをし出せは、³僧都綱に取つき、腰になり脇になり、たけの立まてはひかれて出、たけも及はず成ければ、舟に取つき、⁴さていかにをのく、俊寛をは遂に捨て給ふか、是程とこそおもはさりつれ、日比の情も今は何ならず、たゞ理をまけてのせ給へ、せめては九国の地までとくとかれけれ共、⁵都の御使、いかにもかなひ候ましとて、取つき給へる手を引のけて、舟をはつるに漕出す、僧都せん方なさに、⁶渚にあかりたふれふし、おさなき者のめのとや母などをしたふやうに、足すりをして、是のせてゆけ、具してゆけとをめきさけへ共、漕行舟の習にて、跡はしら浪はかり也、いまた遠からぬ舟なれ共、涙に暮て見えさりければ、^④僧都たかき所に走あかり、澳の方をそまねきける、彼松浦さよ姫か、もろこし舟をしたひつゝひれふりけんも、是には過しとそみえし、舟も漕かくれ^⑤日も暮れ共、⁷あやしのふしとへも帰らず、浪に足うちあらはせて^⑥露にしほれて、其夜はそこにそあかさされける、⁸さり共少将はなさけふかき人な

れは、よき様に申す事もあらんすらんと憑をかけ、その瀬に身をもなけさりける心の程こそはかなけれ、^⑦昔社里息里か海岳山へはなたれけんかなしみも、今こそ思ひしられけれ、

御産

去程に此人々は、鬼界か島を出て、平宰相の領肥前国鹿瀬庄に着給ふ、……………

太山寺本はこの個所覚一本の本文。

★延慶本の該当独自本文(各文末の数字は勉誠社版の頁行)

①少将泣々宣ケルハ、誠ニサコソ被思食候ラメ、成経カ上ルウレシサハサル事ナレトモ、御有様ヲ見置奉ルニ、更ニ行ヘキ空モ覚ス、御心ノ中、皆押ハカリテ候ヘトモ、都ノ御使モ叶マシキ由ヲ申ス上、(三三九—一)

②イカサマニモ御身ヲ投テモ由ナキ御事ナリ、只イカニモシテ今一度都ノ音信ヲモ聞ムトコソ思食レ候ハメ、其程ハ日来オワセシヤウニ思テ待セ給ヘト、且ハナクサメ、且ハコシラエラレケレハ、(三三九—8・10)

③サル程ニ順風ヨカリケレハ、僧都ノモタヘコカレケルヒマニ、ヤワラ共縄ヲトキテ漕出ムトスルニ、(二四〇—6)

④末コキカクレヌ船ナレトモ、涙ニクレテコキ、ヘヌトミヘケレハ、岩ノ上ニ登リテ船ヲ招キケルハ、(二四一—3・4)

⑤奥ノ方ヲマホラヘツ、露ニシホヌレ、波ニ足打アラハセ

テ、(二四一—7)

⑥日ステニ暮ニケレトモ、アヤシノ臥床ヘモ立帰ヘキ空モ覚
ヘス、(二四一—6)

⑦昔、早離速離カ南海ノ絶嶋ニ放レタリケムモ、是ニハスキ

シトソ覚シ、(二四一—11)

★記事の前後と出入

成経の慰め言の後半

加藤家本 a・b・c・e

三条西本 a・d・e²

百二十句本 b・a・d・e¹・e²

覚一本 e・b・a

延慶本 b・a・d・e¹・e²

(全体は百二十句本と量的な差あり)

源平盛衰記卷九ハ類似ノぶろつとハアルガ同文ナシ

赦免船出発時の俊寛の言動

加藤家本 1・2・3・4・5・6・7・8

三条西本 2・1・5・3・6・4・8・7

百二十句本 1・2・3・4・5・6・7・8

覚一本 1・2・3・4・5・6・7・8

延慶本 2・(5)・1・3・4・6・7・8

(5)ハ類似ぶろつと

源平盛衰記2・(5)・3・6・8

(5)ハ類似ぶろつと

三類本に比して一類本が説明敷衍の増補(A・Tの二重傍線部及び太い傍線部)を多く持つことが見て取れる。かつその中に延慶本と共通の異文(太い傍線部)が含まれている点も、前掲一—①の「御興振」と類似する。ここでも一類本から三類本が直接派生したと考えることは、右に掲げた記事の前後と出入の例、特に後者で語り本諸本間の前後出入の様相が一類本のみが異なることから躊躇される。記事の前後関係が一類本と類似するので、延慶本と源平盛衰記の記事の前後を付載したが、両本の本文は一般の語り本とも一類本とも記事量ならびにプロットに大差があり、語り本のいずれかとの繋がりを推測することはできない。なお、三類本に或いは一流本文の影響があるかもしれないことが、eの他、加藤家本「足摺をして」および「海岸山」の辞句が一方流や源平盛衰記の「足摺をして」「海岳(岸)山」と類似することで推測される。三類本文と一方流本文との交渉のあった明確な証例は後に掲げる。

三

右の二例は無作為に抽出した個所である。この二例には一類と三類が共通して百二十句本や一方流に対立する異文を持つ個所を見つけることができなかった。本文の微細なレベルでの異同について同じ状況が卷三の随所(特に前半)に見出せる。また『平家物語八坂系諸本の研究』資料編所収「八坂系平家物語本文判別マニュアル」

に記載された五項目でも加藤家本は屋代本・覚一本と共通して一類と対立している。従って三類本と一類本とを併せた八坂系本文なるもの(共通祖本)を成立させる共通異文があるか否かを問題にしなければならぬ。

両類が共通して屋代本・一方流に対立する個所は章段の有無から本文のやや微細なレベルに至るまでいくつかある。

章段レベルでの位置の前後は巻三では六「中宮御産之事」以下の記事で著しいが、最初に現われるのは「信濃善光寺事(善光寺炎上)」の章段の位置である。八坂系ではこの章段は一・二・三類に共通して「山門学匠堂衆合戦事(山門滅亡)」の次に置かれている。この章段は屋代本・百二十句本には欠け、覚一本は「山門滅亡」堂衆合戦・山門滅亡」と併せて巻二に存する(太山寺本は「山門滅亡」堂衆合戦・山門滅亡」を巻二に置き、この章段はない。判別マニュアル巻二にはこのことを含む巻末の異同についての指摘はあるが、高倉寺本が掲げてないので巻三との関わりは表から読み取れない)。ここでの一・三両類の異同状況は他の個所と同様である。該当個所を掲げる。

三―①

(加藤家本) 八日は薬師の日なれ共、南無と唱る聲もせず、卯月は垂迹の月なれ共幣帛を捧る人もなし、赫の玉垣神さひて、しめ縄のみそ残らん、^①古き人くくの申あはれけるは、^A王法傾かんとては佛法先立て亡すと云、去三月十一日信濃国善光寺炎

上の聞えアリ、彼如来と申は、昔中天竺舍衛国に五種の⁷悪病起て人民悉く滅し時、月蓋長者か祈精によりて、釈尊目連御心を一にして、龍宮城より閻浮壇金を得て鑄写し給、

一撥手半の弥陀の三尊、閻浮提第一の靈像也、仏滅度の後、天竺に留まします事五百歳、仏法東漸の理にて、百濟國(百濟國)にて一千歳、其後^②我朝接津國難波の堀江にして暫やすませ

給ひしを、推古天皇の御宇に及て、信濃國箕内郡と云所に大野の^③東人⁷ウ本大(本太)善光是を^④取奉て安置し奉りしより已来、^⑤治承の比までは五百八十余年なる(也)、^⑥角目出度

かりし靈仏靈社も悉く滅ひさせおはしましけるこそ浅ましけれ、^B皇法盡きんとては、佛法先亡すると云、されは皇法の未成

ぬる先表とそ人申ける、去程に其比入道相国の第二の御娘建礼門院いまた中宮と……(高倉寺本丸括弧内ノ異文アリ)

(三条西本) 八日はやくしの日なれとも、なむととなふるこゑもせず、卯月はすいしやくの月なれともへいはくをさくくる人もなし、あけのたまかきかみさひて、しめなわのみそのこりける、

されは、^①ふるき人くくの申あはれけるは、^Aわうほふのかたふかんとては、ふつはふさきたてはうすといへり^②おしなの

せんくわう寺もさんぬる三月十三日にゑんしやうのきこえあり、このによらいと申は、むかし中てんちくひしやりこくに五しゆ

のあくひやうおこりて、人みんことくくほろひし時、ひしやりこくの月かちやうしや、しやくそんもくれん御心をひと

りこくの月かちやうしや、しやくそんもくれん御心をひと

つして、ゑんふたんこんにしていうつし給る一ちやくしゆはんのみたの三そん、ゑんふたいたい一のれいさうなり、されは、ふつほふとうせんのことほりにこたへて、中てんちくにて五百さい、百さいこくにて一千よねん」^⑧そのうち、^⑨わかてうようめいてんわうの御うに、つのくになんはのほりえにして、しはらくやすらい給しを、おほみの^⑩あつま人ほんたよしみつこれを^⑪とりたてまつりて、しなのくみにちのこのほりにあんちしたてまつる、^⑫治承のころまては、すてに五百十よねん也、^⑬かくめてたかりしれいふつれいしやも、この時にあたりて、ことくくほろひさせおはしましけるこそあさましけれ、さるほとに、きかいかしまのる人とも、……………(文禄本ホボ同文。以下一類ノ「丹波少将等於嶋熊野山崇敬事・康頼入道哥并蘇武事」ハ三類ハ卷二、屋代・百二十句・覚一・延慶本モ位置ハ異ナルガ卷二ニアリ)

(延慶本) 又去三月廿四日、信乃善光寺炎上ノ由、其聞ヘアリ。此如来ト申ハ、昔シ中天竺毘舍離国ニ五種ノ悪病発テ、人庶多ク亡セシニ、月蓋長者カ祈請ニヨリテ、龍宮城ヨリ閻浮檀金ヲ得テ、积尊、阿難長者、心ヲ一ニシテ、模シ頭シ給ヘリシ一撥手半ノ弥陀ノ三尊、閻浮第一ノ霊像也、仏滅度ノ後、天竺ニ留リマシマス事五百歳、仏法東漸ノ理ニテ、百济国ヘ渡マシノクテ一千歳ノ後、欽明天皇ノ御宇ニ本朝ニ渡マシノクキ、其後推古天皇ノ御宇ニ及テ、信乃国水内郡 稚麻統真人本太善光、是ヲ

八坂系平家物語卷第三の第三類本文に関する一考察(村上)

安置シ奉テヨリ以降五百八十余歳、炎上ノ例、是ソ初ト聞ヘシ、皇王法頼ムトキハ仏法先滅ト云ヘリ、サレハニヤ、カヤウニサシモ止事ナキ霊寺霊山ノ多ク滅ヒヌルハ、王法ノ末ニ臨メル瑞相ニヤトソ歎アヘル、
十一月十二日、寅時計ヨリ、中宮御産ノ氣渡ラセオワシマステ、……………

(覚一本) 八日は薬師の日なれ共、南無と唱るこゑもせず、卯月は垂跡の月なれ共、幣帛を捧る人もなし、あけの玉墻かみさひて、しめなはのみや残らん、

善光寺炎上

其比善光寺炎上の由、其聞あり。彼如来と申は、昔中天竺舍衛国に、五種の悪病おこて人庶おほく亡しに、月蓋長者が致請によて、竜宮城より閻浮檀金をえて、积尊、目連、長者、心を一つにして鑄あらはし給へり、一ちやく手半の弥陀の三尊、閻浮提第一の霊像也、仏滅度の後、天竺にと、まらせ給事五百余歳、仏法東漸の理にて、百济国にうつらせ給ひて、一千歳の後、百济の御門齊明王、吾朝の御門欽明天皇の御宇に及て、彼国よりこの国へうつらせ給ひて、撰津国難波の浦にして、星霜ををくらせ給ひけり、常は金色の光をはなたせましノクければ、これによて年号を金光と号す、同三年三月上旬に、信濃国の住人おうみの本太善光と云者、都へのほりたりけるか、彼如来に逢奉りたりけるに、やかていさなひまいらせて、ひるは善光、如来

を、い奉り、夜は善光、如来におはれたてまで、信濃国へ下り、
 みのちの郡に安置したてましよりこのかた、星霜既に五百八十
 余歳、炎上の例はこれはしめとそ承る、B王法つきんとては、
仏法まつ亡すと言へり、されはにや、さしもやことなかりつる
靈寺靈山のおほくほろひうせぬるは、平家の末になりぬる先表
やらんとそ申ける、

康頼祝言

さるほとに、鬼界か島の流人共、露の命草葉のすゑにかゝて、
 おしむへきとはあらね共、……………

一類本の独自異文(二重傍線部)の多くが説明敷衍である。善光寺炎上の部分が八坂系原型の段階で既にあつたものであり、一類三類それぞれが無関係に延慶本から取り込んだものではないことは、一類三類共通で延慶本乃至覚一本と異なる本文(細点線部①⑥)があることで知られる。一類本が三類本に比して延慶本と共通する部分(太傍線部)が極めて少ないのは、一①、二②とは逆の現象だが、三類本が延慶本を参照したためではなく、八坂系原型の成立過程の反映ではないかと思われる。三類本が山門滅亡の末にA「古き人く」の申あはれけるは、王法傾かんとしては佛法先立て亡すと云り」の一文を置き、それが善光寺炎上の末にB「皇法盡きんとては、佛法先亡ずると云り、されは皇法の末になりぬる先表とぞ人申ける」の一文と重複し、一類本がBを欠くのがその支証となる。すなわちこれは一類本の様に重複がない形が原型に近いのではなく、

語り本原型が延慶本のように「山門滅亡」と「善光寺炎上」とを王法衰微の前兆と位置付けて記載している本文から記事を抜き出した際に善光寺炎上を切り捨てて末尾のBを残し(屋代本・百二十句本の原型は更にBを切り落とし)てAにしたてあげたが、八坂系原型が善光寺炎上を補った際にBを含む形で取り込んだために重複し、三類本はそのまま、一類本は本文修訂のときにBを切り捨てて重複を避けたという説明が可能なのである。さすれば本論文の第一節で立てた巻一についての仮説二は巻三でも無視できないことになる。

なお、一類本(二類本)は他の諸本が巻二に置く「康頼祝言」「卒都婆流」を「善光寺炎上」の次に移動させている。因みに高倉寺本は巻二末を「祝言」・「卒都婆流」「蘇武」・「大納言死去」・「慧星」・「年末記事」の順としており、小野本と同じ構成である。

この「善光寺炎上」が屋代本と百二十句本に欠け、八坂系と覚一本にあることを成立過程のうえからどのように考えるか。同様のケースが後に掲げる「無文」の一部にもあり、幾つかの仮説が考えられる。

ア、語り本原型にはあつたが、屋代本・百二十句本共通祖本か、それぞれが別々に削った。(覚一本の祖本は、この二本の共通祖本とは別の系統の本ということになる。また八坂系本文の原型は屋代本・百二十句本共通祖本の存在を考えるならば、それより古い段階から派生したことになる)

イ、屋代本・百二十句本段階では存在せず、八坂系原型で延慶

本のような本文から作られて補われた。覚一本はそれとは別に延慶本から増補した。

覚一本の本文と八坂系の本文とは延慶本に対する共通異文を持たない。従ってここではアともイとも積極的に判断できる根拠がない。この問題は「無文」を例示した個所で再び問題にする。

一・三類に共通する原型の存在が推測される個所を更に一箇所掲げる。十一「頼豪皇子取殺事（頼豪）」冒頭である。

三一②

（加藤家本）抑平家此嚴嶋の社を信じ始られける事は（中略）大明神あからせ給ぬ、目出度かりし事共也、^A御産多しと云^二云^一

共、后腹の皇子の出来させ給ふ事、先例も希なり、白河院の后、京極の大殿の御娘也、主上后腹に皇子あらまほしく思召れければ、其比三井寺に有驗と聞えし實相房阿闍梨頼豪を召て、汝后腹に皇子析出しまいらせよ、御願成就せは、勸賞は乞によるへしと仰ければ、頼豪^c安き御事にて候とて、三井寺へ帰て、壇を立て、百日肝膽をくたきて祈り奉る、

（文禄本）去程ニ御験者ノ人々ニ、勸賞ヲコナワレケリ、（中略）

覚清僧都ヲ法印ニ举ル、代々ノ女御、³⁶后ノ^A御産多シト

ハ申セ共、后腹ノ皇子ノ、出キサセ給事、先例モ、マレナリ、白河院ノ后ハ、京極ノ大殿ノ御ムスメナリ、主上后腹ニ、皇子アラマホシク、思食シケレハ、其比三井寺ニ有驗ト聞ヘシ、實相房阿闍梨頼豪ヲ召シテ、汝后腹ニ、皇子析出シマイラセヨ、

八坂系平家物語巻第三の第三類本文に関する一考察（村上）

御願成就セハ、ケンシヤウハ請ニ、ヨルヘシト仰ケレハ、畏テ承リ、三井寺ニ帰テ、壇ヲ立、百日肝膽ヲ碎テ奉祈、（三条西本ほぼ同文）

（屋代本）大政入道加様ニサカへ給ヘル（玉フ事）ハ、一向嚴島ノ大明神ノ御計ヒトソ覚タル、（中略）明神挙ラセ給ケリ、不思議ナシ（ナル）事共ナリ、中ニモ^B后腹ノ王子ハアラマホシキ御事也、間近クハ白河院御在位（在位）ノ時、京極大殿ノ御娘后ニ立セ給テ坐々ケルニ、主上此御腹ニ皇子誕生アラマホシク思食テ（思召レテ）、其比有驗ノ僧ト聞ヘシ三井寺頼豪阿闍梨ヲ被^レ召ケリ（召サレ）、汝此后之御腹ニ王子析出シ奉レ、御願成就セハ、勸賞ハ請ニ依^二依^一ヘシト仰ケレハ、頼豪奉テ（承テ）三井寺へ帰リ、推^レ肝膽ニテ百日祈申サレタリケレハ、（括弧内は左傍線部の百二十句本の異文）

（覚一本）抑平家安芸の嚴島を信じ始られける事は（中略）大明神あからせ給ぬ、目出たかりし事共也、

頼豪

白河院御在位の時、京極大殿の御むすめ、后にたゞせ給て、兼子の中宮とて、御最愛ありけり、主上此御腹に、皇子御誕生あらまほしうおほしめし、其比有驗の僧と聞えし、三井寺の頼豪阿闍梨をめして、汝、此後の腹に皇子御誕生、祈申せ、御願成就せは、勸賞はこふによるへしとそ仰ける、^cやすう候とて、三井寺にかへり、百日肝膽を推て祈申ければ、

(延慶本) 誠ニ代々ノ后宮余夕渡セオワシマシケレトモ、A皇子御誕生ノ例、希ナル事也、B后腹ノ皇子ハ尤アラマホシキ御事ナルヘシ、白河院御在位ノ時、六条右大臣頭房ノ御娘ヲ、京極大毘羅子ニシマヒラセサセ給テ入内アリシヲハ、皇后宮賢子ノ中宮ト申シキ、其腹ニ皇子御誕生アラマホシク被思食テ、三井寺実藏房阿闍梨頼豪ト聞シ有驗ノ僧ヲ召テ、皇子御誕生ヲ祈申サセ給フ、御願成就セハ勸賞ハ乞ニヨルヘシト、被仰下リタリケレハ、頼豪畏テ承ヌトテ、肝胆ヲ摧テ祈念申シケル程ニ、御産ノ勝事ノ列举から頼豪に至る記事の順序は諸本次の通りである。

公卿揃	御産ノ勝事ノ列举 (注(6)参照)	屋代	百廿	加藤	三条	覚一	延慶
不参ノ公卿ノ人数(は不参テ頭、▲は数々、△は名)	二	2	2	△九	▲十三	▲十	△十三
験者への勸賞	3	3	3	3	3	3	3
中宮内裏へ戻る	4	4	4	×	×	4	4
清盛中宮懐妊のため日吉・叡島へ祈願	5	5	5	×	×	5	6
平家ノ叡島信仰ノ由来(大塔建立)	6	6	6	6	6	6	卷四
頼豪	7	7	7	4	4	7	7
堀河院ノ事跡	×	×	×	○	×	×	○
若宮立太子	8	8	8	7	8	5	5

一類本が延慶本を含む他本と記事配列を異にしているのだが、「頼豪」冒頭Aの太い傍線部および続く細い傍線部を併せて持つものは(一)・三類本に共通する。即ち八坂本原型の設定が可能となる。Aは延慶本にあり、それを八坂本原型が継承したのであろうが、屋代本(百二十句本)がAがなくBのみを有するのは八坂本原型と屋代本(百二十句本)との関係を考える上で注目される現象である。

四

この八坂本原型は屋代本(百二十句本)より一段古い構想を保有しているようである。そのことは「無文」(加藤本「小松殿夢見給事」、一類本「小松殿逝去事」の内)の本文で推測できる。同時にこの箇所は三類本が一方流本文を混入させている箇所でもある。

四①

(三条西本) こまつとは、たうけのうんめいのすゑになる事を、かねてさとり給る事あり、さうおと、ある時ゆめにへうくたるひろきはまをひんかしへむきてゆけは、とりあるあり、三しまの大みやうしんのとりるとおほえたる、とりあるひんかしのわきに、人いく千万といふかすをしらすひしめきける、中に入たうのくひの、たゝいまされたるかとおほしきをもてあつかう、をと、あれはいかにとの給へは、これは平家大しやうの入たうとのくひを、三しまの大みやうしんのめしとらせ給

て、伊つのくにのる人、よりとともに給るなりとそ申ける、さてはち、^{83オ}の御事にこそとて、たちよみ給へは、まことにちの御くひなり、あなあさましや、こはいかにしつる事そやとて、とりゐのとへいつるとおもひ給へは、その御ゆめさめにけり、そのちちは、よろつ心ほそくあんしつ、けて、うちもまところみ給さりけるに、しんでんのひんかしのつまとを、ほとくとたくとをとのしければ、たれそと、はせらるれば、せのをの太郎かねやすか、申へき事候とてまいりて候と申せは、なに事そ、れきけとて、人をいたされたり、人つてには^{83ウ}かなふましきよしを申あいた、をと、中もんにいてあはれたり、かねやす、御せんちかくまいりて、さ、やき申けるは、かねやすこん夜にし八てうとのに御しゆくちきつかまつりて候つるか、うちまとろみて候つるに、かゝるゆめをみて候か、あまりのあさましさに、このよしを申さんとて、まいりて候とて、をと、の見給つるゆめを、すこしもたかへすかたり申ければ、(文禄本ホボ同文)

(加藤家本) 天性此大臣はふしき第一の人にておはしけり、縦は去四月七日夜の夢に見給けるは、いつく共知ぬ浜路を^{52オ}はるくとあゆみ行給ふ程に、道の邊に大成鳥居のありけるを、あれはいかなる御鳥居やらんと問給へは、春日、大明神の御鳥居也と申、鳥居のひんかしの脇に人幾千万と云、数を知すひしめきける、中に、入道の類の只今切、たると覚しきをもてあつか

八坂系平家物語卷第三の第三類本文に関する一考察(村上)

ふ、大臣、あれはいかにと言へは、平家大政入道殿頭を悪行重過し給へるによつて、当社大明神のめしとらせ給たりと申、さては父の御事にこそとて、立より見^{52ウ}給へは、誠に父の御顔也、あなあさましや、こは如何にしつる事そやとて、鳥井の外へ出つると思給へは、其、御夢覚にけり、其後は万心細く案しつ、けて打まところみ給はず、当家は保元平治より已来度々の朝敵を平け、勳賞身にあまり、忝も一天の君の御外戚として、一族の昇進六十余人、楽みさかへて云斗なし、然共、入道の悪行に依て此一門共、既に滅失⁵³するに社と、来し方行末の事共案し^{53オ}つ、けて涙をなかしたまふ処に、寢殿の東の妻戸をほとくとたくと音しければ、誰なるらん、あれ聞と言へは、妹尾太郎兼康か申へき事候と申せは、人を出して、何事なる覽とありければ、人しては叶ましき由を申間、大臣中門に出合給ふ、兼康御前近、参て申けるは、只今ふしきの事候を、夜の明候か遅、覚候間、それを申あけんため参て候、御前の人をのけられ候へと申ければ、人をはるかにのけて^{53ウ}対面あり、兼康今夜西八条殿に御宿直仕⁵⁴候つるか、打まところみて候つるに、かゝる夢を見て候かあまりに浅ましさに、此由を申さんとて、参りて候とて、大臣の見給ひたりつる夢をすこしもたかへす語り申ければ、(高倉寺本ホボ同文)

※屋代本・百二十句本該当記事ナシ。

(延慶本) 抑此大臣ノ熊野参詣ノ由来ヲ尋レハ、夢故トソ聞ヘシ、

去三月三日夜ノ夢ニ、大臣三嶋ト思ハシキ靈驗所ヘ詣給ヘハ、詣ハ右、下向スレハ左手ニ、法師ノ頸ヲ切テ、鉄ノクサリヲ以テ四方ヘツナキタリ、大臣夢心ニ、不思議ノ事哉、加様ノ精進ノ処ニ、カ、ル殺生ナムトハ有マシキカナムト思タレハト思食テ、社ノ方ヘ詣給ヘハ、衣冠正シキ人々多並居給ヘルニ詣テ、抑此ハ何ナル人ノ頸候ソト問奉給ケレハ、此ハ、源頼朝カ此御前ニテ、千日カ問敷申シ事カ余ニ不便ナレハ、汝父大政入道淨海カ頸ヲ切テツナキタソト被仰_レト思食ハ、打驚テ夢サメヌ、爰ニ源大夫判官季貞、御前近ク參テ申ケルハ、何事ニテ候ヤラム、兼康カ上ニ申入ヘキ子細ノ候トテ參テ候ト申ケレハ、大臣聞給テ、哀レ、妖尾ハ此夢ヲミタルコサムナレト思食テ、何事ニテ有ヤラムトテ、大口計ニテ、ツト出給ヘハ、妖尾御耳ニサ、ヤキテ、今カ、ル夢ヲミテ候ト、内府ノ御覽シタル夢ニ一字モ違ハス申タリケレハ、サレハコソト思食テ、コハ不思議カナ、サレハ平家ノ世ハ早末ニ臨メルニコソ、サテモ命ナカラヘテ、猥シキ世ヲミム事モ口惜カルヘシ、今ハ後世菩提ノ宮ノ外ハ他事ヤハ有ヘキトテ、熊野參詣ノ為ニ、同四月廿八日ヨリ精進始テ、第五日ト申ス日、御ハケノ下ニ、夢ニミラレシ様ナル法師ノ生カウヘアリ。隔子ヲ立タレハ、犬食テ置ヘキ様ナシ、空ヨリ鳥ノ食テ落スヘキ方モナシ、是則靈異也トテ、今二日ノ精進ヲマタスシテ、同五月二日進発シテ、熊野山御參詣ハアリシナリ、

(寛一本)

無文

天性このおとゝは不思議の人にて、未来の事をもかねてさとり
 給けるにや、去四月七日の夢に見給けるこそふしきなれ、たと
 へは、いつく共しらぬ浜路を、遥々とあゆみ行給ふ程に、道の
 傍に大なる鳥居の有けるを、あれはいかなる鳥居やらんと問給
 へは、春日大明神の御鳥居也と申、人多く群集したり、其中に
 法師の頸を一さしあげたり、さてあのくひはいかに」と問給へ
 は、是は平家太政入道殿、悪行超過し給へるにて、当社大明
 神のめしとらせ給て候と申と覚えて、夢うちさめ、当家は保元
 平治よりこのかた、度々の朝敵をたひらけて勳賞身にあまり、
 かたしけなく一天の君の御外戚として、一族の昇進六十余人、
 廿余年のこのかたはたのしみさかへ、申はかりもなかりつるに、
 入道の悪行超過せるにて、一門の運命すてにつきんするにこ
 そと、こし方行末の事共おほしめしつゝけて、御涙にむせはせ
 給ふ、折節妻戸をほとくと打たゝく、たそ、あれきけとの給
 へは、瀬尾太郎兼康かまいて候と申、いかに、何事そとの給へ
 は、只今不思議の事候て、夜の明候はんかをそう覚え候間、申
 さんか為にまいて候、御まへの人をのけられ候へと申ければ、
 おとゝ人を遙にのけて御対面あり、さて兼康、見たりける夢の
 やうを、始より終、くはしう語り申けるか、おとゝの御覽した
 りける御夢に、すこしもたかはす、さてこそ瀬尾太郎兼康をは、

神にも通したる者にて有けりと、おとゝも感し給ひけれ、

三類本は一類本の本文(傍線のない部分)に一方系に類似する本文(太破線傍線部)を取り込んで本文を形成している。これが混成本文であることは、A Bと合せて念の入り過ぎた人払え(中門に出た重盛に御前、前の人が祇候するとは思議な状況である)が、A(一類本) B(一方系)という異なったプロットの本文を取り込んで出来上がった結果と説明するのが最も合理的と思われるからである。

而してこの章段は延慶本とは全くの異文であり、かつ、一類本が三島大明神を舞台とし、その崇拜者源頼朝の名も延慶本と共通することからも、一類本により原初的な形を認めてよいのではないだろうか。

この個所を含め、「無文」全体は先に記した「善光寺炎上」と同じく屋代本・百二十句本に欠け、覚一本にある。ただ「善光寺炎上」の場合と異なり、例示した個所は語り本三本には延慶本に対立する共通の構成が見られ、覚一本が八坂系祖本とは無関係に延慶本から該当記事を取りこんだ可能性はない。さすれば、もしこの二箇所を同一仮説で説明しようとするれば、本論で提示した仮説Aになり、覚一本が八坂系の祖本かそれ以前の段階の語り本原型からこれら二章を取りこんだことになる。Aとする则在来の語り本の成立に及ぼす影響は少なくない。この論考はそこまで視野に入れていないので、ここではひとつの仮説として提示するに止める。

なお、加藤家本・高倉寺本の祖本(三類本原型)は右に続く「惟

八坂系平家物語巻第三の第三類本文に関する一考察(村上)

盛無文太刀給事(無文の一部)も覚一本の本文を取りこんでいる。その後、一類は「法印問答」(大地震と清盛上落)の章に続く。三類本は重盛の遺族の歎きと建礼門院右京大夫と重盛北の方の贈答和歌の記事(高橋貞一氏の指摘によれば、「建礼門院右京大夫集」からの増補)を置いてから「法印問答」へと続く。「法印問答」の部分は一類と三類本文は近縁である。(未完)

注

(1) 「八坂系巻第一の第三類本文に関する一考察——本文分類の一つの手懸りとして——」(『平家物語八坂系諸本の研究』平成九年十月、三弥井書店刊)

(2) 例えば松尾韋江「平家物語の本文流動——八坂系諸本とはどういう現象か——」(國學院雜誌第九十六巻第七号、平成七年七月、のち『軍記物語論究』一九九六年六月、若草書房刊に所収)で、松尾氏は第三類について「或いは、一・二・四・五類のどこにも入れられなかった諸本が、三類に一括されていると考えても当っているかも知れない。」と推測している。

(3) 例えば鈴木彰「八坂系『平家物語』第一・二類本の関係について——研究史の再検討から——」(早稲田大学大学院文学研究科紀要「第四一輯第三分冊、一九九六年二月」)で、鈴木氏は山下宏明氏が屋代本・八坂系第一類本・第二類本の前後関係について巻八の記事構成を類聚化傾向の進展という視座から推測されたことにつき、「右の引用周辺の記述は、第一類本から第二類本へとという前提の下でその間の相違(変化)に一解釈を施すに止まるものであり、両類の関係について先のごとき結論(私注、屋代本↓第一類本↓第二類本)を導き出す論

証とは言い難い。」と、その方法に異議を唱えている。これに先立ち、注(2)松尾葦江氏の論考で松尾氏が「現存本文のみで成立論に併行して系統を完成させようとするため、相対的な先出性によって祖本と認定したり、文芸的効果の集約を後出性と判定して、それに語りを結びつけるなど、本文批判に、本来レベルを異にする文芸的形象論を混入させたりする例も散見する。」と批判している。

(4) 「平家物語の本文流動——八坂系のいわゆる「混合本」をめぐる——」(『平家物語八坂系諸本の研究』平成九年十月、三弥井書店刊) 42頁。

(5) 注(4)の論考43頁〜45頁。なお松尾氏は小野文庫本を掲げられ、三類本との類似に注目されているようだが、他個所で同様の類似を必ずしも見せないのので、卷三全体を比較して記述していない現段階での意見を保留する。

(6) 前後関係の類似を見せる個所として「中宮御産」の末尾、御産の際の勝事列挙の部分を表にする。

記事	屋代	百廿	覚一	加藤	三条	延慶
法皇の驗者	1	1	1	1	1	1
七人の陰陽師と時春の珍事	2	3	5	3	5	5
甌落下の失敗	3	2	2	2	4	4
宗盛不出仕	4	4	4	5	3	3
入道相国と重盛の態度の対照	5	5	3	4	2	2

一類本と延慶本の記事前後は同じであるが、記事量は「法皇の驗者」など大差がある。

(7) 卷三全体の記事配列を屋代本・覚一本・八坂系一類(二類)につい

て章句レベルで比較した表が、千明守「八坂系『平家物語』〈第一類・第二類〉の本文について」(『平家物語八坂系諸本の研究』所収) 104頁に掲載されている。

(8) 『平家物語諸本の研究』一六七頁。

屋代本・覚一本の引用は『屋代本高野本対照平家物語』一、延慶本は『延慶本平家物語本文篇』上に基き、影印本を参照して修訂を加えた。振仮名は原則として省略し、漢字の字体は多く翻刻に従った。句読点は翻刻本に基き、また原文影印・写真に従ったが、百廿句本などは一部私に省略した。